

◎令和元年10月農業委員会議事録

開催日時 令和元年10月10日(木) 午前9時

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤美代子 村上卓也 本田博士
岡 牧生 齊藤 進 岩永俊夫 福永哲夫
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美
榮 恵 林田 篤 友田 廣 高木勝美

農業委員欠席者 森下文夫

事務局出席者 高田克明 河原まり 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、松永雄治委員、佐藤美代子委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第15号 農地法第3条の届出について
- 2) 議案第22号 農地法第3条の許可申請について
- 3) 議案第23号 農地法第5条の許可申請について
- 4) 議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について
- 5) その他

5 閉 会

○報告第15号 農地法第3条の規定による届出について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出が4件あ
っております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第15号1枚めくっていただきまして、番号1。通知者。所有者。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字上島字折敷町地番〇〇〇〇。地目、田。面積は770㎡。同じく大字上島字古宮地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,268㎡。同じく大字上島字古宮地番〇〇〇〇。地目、田。面積454㎡。同じく大字上島字皆本地番〇〇〇〇。地目、田。面積519㎡。同じく大字上島字南屋敷地番〇〇〇〇-〇。地目、畑。面積333㎡。同じく大字上島字南屋敷地番〇〇〇〇-〇。地目、畑。面積56㎡の合計5,400㎡です。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は平成31年3月5日。届出日は令和元年9月17日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字井寺字小迫原地番〇〇〇-〇。地目、畑。面積35㎡。同じく大字井寺字小迫原地番〇〇〇-〇。地目、畑。面積9.5㎡。同じく大字井寺字小迫原地番〇〇〇-〇。地目、畑。面積378㎡。大字北甘木字小迫原地番〇〇〇-〇。地目、畑。面積20㎡。同じく大字北甘木字石塚地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積1,214㎡。同じく大字北甘木字剣原地番〇〇〇〇-〇。地目、畑。面積26㎡。大字上六嘉字今町地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積929㎡。合計面積2,611.5㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は令和元年6月13日。届出日は令和元年9月18日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号3。通知者。所有者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。大字上島字三田田地番〇〇〇〇。地目、畑。面積532㎡。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は平成31年4月25日。届出日は令和元年9月30日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号4。通知者。所有者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。大字上島字神部地番〇〇〇。地目、田。面積1,803㎡。同じく大字上島字三十六地番〇〇〇。地目、田。面積21

0 m²。同じく大字上島字三十六地番〇〇〇。地目、田。面積2, 399 m²。同じく大字上島字三田田地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積409 m²。合計4, 821 m²。権利の内容は所有権。権利を取得した事由は相続。権利を取得した日は平成31年4月25日。届出日は令和元年9月30日。あっせん等の希望はありません。

報告第15号は以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○議案第22号 農地法第3条の許可申請について

議長 続きまして、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします

事務局 はい。議案第22号1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字尾ノ上地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積168 m²。同じく大字下六嘉字尾ノ上地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、畑。面積149 m²。合計317 m²です。経営状況に関しては、耕作面積。田、4, 559 m²。畑、1, 211 m²の合計5, 770 m²。家族数〇。労働力〇。農機具は〇〇〇〇〇。申請理由につきましては譲渡人の申し出によるものです。

次のページをお開きください。

続きまして、整理番号1の検討事項について説明します。

まず、申請地は嘉島カントリーエレベーターの北東側、嘉島東小学校の北西側に位置する農地で位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本議案について申請書等に記載されている内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は、今回の売買に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても、必要な農機具及び労働力が確保され効率的

に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5,770㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また、申請書にも周辺の農業経営に影響がないよう耕作する旨の記載があるため、問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
　　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第23号 農地法第5条の許可申請について

議長 　続きまして、議案第23号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。
　　事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい。議案第23号の冊子をお開きください。番号1。申請人。譲渡人。熊本市東区東本町〇〇番〇-〇〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。上益城郡益城町大字広崎〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、雑種地。面積199㎡。同じく大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、畑。現況地目、雑種地。面積44㎡。同じく大字上六嘉字荒尾地番〇〇〇〇-〇。台帳地目、田。現況地目、雑種地。面積13㎡。合計面積256㎡です。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造平屋建て。農用地区域については農用地区域でない旨の証明があります。隣接同意書はあり。資金証明書はあり。開

発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇委員です。

続きまして、1枚めくっていただきまして、位置図を添付しております。嘉島東小学校の南側、足手荒神の西側、申請地と示しているところになります。続いて、1枚めくっていただきまして字図を添付しております。1枚めくっていただきまして計画平面図を添付しております。生活雑排水や汚水については既設の公共下水道に接続されます。次に始末書を添付しております。

番号1についての説明は以上です。

議 長 次に地元委員であります、〇〇委員より説明をお願いいたします。

〇〇委員 はい。先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。

申請地は、上六嘉集落内にある未整備農地ですが、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、元々自宅の一部として利用していたため、特に支障はないものと考えます。

個人住宅ということで、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、農地の広がりがある10haの区域内にある第1種農地と判断できます。

土地利用計画の内容は、木造平屋建ての個人住宅として利用する計画です。

申請地は第1種農地ですが、集落に接続して設置される場合に該当し、許可は可能です。

また、住宅の庭の一部として利用されていたため、始末書が提出されています。

なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。

以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上です。

議長 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について

議長 続きまして、議案第24号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が8件っております。

このうち、〇〇委員と〇〇委員の案件がございますので、こちらから審議いたします。

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局の説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、議案第24号について説明をいたします。まず、3ページをお開けいただきたいと思います。3ページから3件、〇〇委員の案件がございます。個別に説明をしていきたいと思います。利用権設定者・登録区分・利用権を設定する土地・利用内容・期間・反当りの小作料の順に説明をしていきます。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。すみません。登録区分が印字されていないかと思いますが、再設定でございます。上六嘉字苗床〇〇〇-〇番地。田の190㎡。外〇筆の合計面積が5,448㎡です。期間は5年。反当りの最初の3筆苗床、鈴町につきましては16,000円。下の今町、赤見田につきましては反の22,000円でございます。

次、4ページをお開けください。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。再設定。上島字壺町田〇〇〇-〇番地。田の617㎡。外〇筆の合計6,200㎡。米・麦・大豆。5年。反当り15,000円。外の2筆につきましては20,000円でございます。

次、5ページを見ていただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。上島字門ノ久〇〇〇-〇番地。田の2,544㎡。外1筆の合計面積2,987㎡。米・麦・大豆。5年。反当りの20,000円です。

以上で〇〇委員の案件につきまして説明を終わります。

議長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　何もありません。(委員一同)

議長 　何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
〇〇委員の入室を許可します。
(〇〇委員入室)
〇〇委員、承認されましたので報告しておきます。

〇〇委員 　お世話になりました。

議長 　続きまして、〇〇委員の件について審議します。
それでは、〇〇委員の退室を求めます。
(〇〇委員退室)
事務局の説明をお願いします。

事務局長 　はい。それでは、最後の10ページを見ていただきたいと思えます。〇〇委員の案件ということで個別に説明をさせていただきます。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上仲間字上川原〇〇〇-〇。田の535㎡。米・麦・大豆。10年。賃借料は0です。使用賃借権の設定となります。

以上で〇〇委員の案件について説明を終わります。

議 長 　ただ今、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
　何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
　〇〇委員の入室を許可します。
　(〇〇委員入室)
　〇〇委員、承認されましたので報告しておきます。

〇〇委員 　ありがとうございます。

議 長 　それでは残りの案件について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 　農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定等の計画が8件の39,955㎡。うち再設定が16,932㎡です。それでは議案書の一覧表2ページを見ていただきたいと思います。区分、期間、借り手氏名・現経営面積・利用権の設定等の面積・合計・備考の順に説明をしていきます。

　賃借権の設定。5年。〇〇〇〇。3件。85,035㎡。田の14,635㎡。85,035㎡。更新です。同じく賃借権の設定。5年。〇〇〇〇。12,923㎡。田の1,577㎡。12,923㎡。更新でございます。賃借権の設定。5年。〇〇〇〇〇〇〇。田の3,024㎡。新規でございます。賃借権の設定。10年。〇〇〇〇〇〇〇。19,464㎡。新規でございます。使用貸借権の設定。3年。〇〇〇〇。1,871㎡。田の720㎡。1,871㎡。更新でございます。使用貸借権の設定。10年。〇〇〇〇。92,758㎡。田の535㎡。93,293㎡。新規でございます。次、6ページをお開けいただきたいと思います。

個別に残りの案件について説明をさせていただきます。

〇〇〇〇。〇〇〇。すみません。これも印字されていないかと思われるのですが、再設定でございます。上島字北鶴〇〇〇〇－〇番地。田の530㎡。外〇1筆の合計面積が1,577㎡。米・麦・大豆。5年。反当り10,000円です。

次、7ページを見ていただきたいと思います。これも利用権の設定です。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。上六嘉字徳ノ前〇〇〇番地。田の3,024㎡。水田。5年。反当りの18,000円。計の54,432円です。実際はこれは物納ということで、別紙に物納承諾書というのが資料であるかと思えます。これを見ていただきたいと思います。この物納承諾書は、出し手と最終的な受け手が物納承諾書を交わされて、〇〇〇〇〇〇に提出する書類でございます。下の方の3番の支払い、物納ということで、米が270KG。4俵半になります。物納が出来ないときは先ほどの金額ということになると聞いております。

続きまして、8ページを見ていただきたいと思います。利用権の設定。〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。下六嘉字金屋町〇〇〇番地。田の3,005㎡。外〇筆の合計面積が19,464㎡。水田。10年。反当り全て18,000円。

続いて、9ページです。利用権の設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。すみません。これも印字がないかと思われるのですが、再設定でございます。上仲間字皆本〇〇〇－〇番地。田の720㎡。米・麦・大豆。3年。賃借料は0です。使用貸借権の設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第24号の説明を終わります。

議長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

　　　　何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 　　はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かござい
ませんかでしょうか。
なければ事務局から何かございますか。
来月の農業委員会は、11月の11日です。9時半でお願いしま
す。
それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和元年10月10日

会 長 下 田 司

委 員 松 永 雄 治

委 員 佐 藤 美 代 子